

2019.10

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 生命保険は契約内容をしっかり確認しましょう

### 【事例 1】

白内障の手術をした。保険会社に給付金の申請をしようとしたら、日帰り手術は対象外だと断られた。

### 【事例 2】

自宅を訪問してきた保険の外交員に勧められ、医療保険の契約をした。よく考えると、既に複数の保険契約をしていて必要ないので解約したい。

### 【アドバイス】

医療保険やがん保険、先進医療特約や働けなくなったときの保障など、保険は多様化しています。契約の際は「どんなときにいくら受け取れるか」「掛け金は

変動するのか」「いつまで保険料を支払うのか」「いつまで保障されるのか」「現在契約している他の保険と重複していないか」をチェックしましょう。

保険の内容は複雑です。その場ですぐに契約せず、不明な点は説明を求めるなどして、内容を把握してから契約しましょう。また、事例 2 のような訪問販売の場合は、クーリング・オフできる可能性があります。早めに消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2019.11

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 悪質な通販サイトにご用心

### 【事例 1】

高校生の息子がスマホでブランドのスニーカーを検索し、激安サイトで注文した。指定された銀行口座に代金を振り込んだが、いつまで待ってもスニーカーが届かない。メールで問い合わせしても返信はなく、電話が繋がらない。

### 【事例 2】

家具をネット検索していたら、販売価格の 80% OFF の商品が見つかった。大型でも送料無料で評価が高かったので注文した。確認メールが届いたが、変な日本語だった。しばらくすると海外から注文していない商品が届いたが、送り主の会社名は注文したサイトと違っていた。

### 【アドバイス】

インターネット通販で見られる「代金を支払ったのに商品が届かない」「違う商品や偽物が届いた」などのトラブルは、悪質なサイトによるものが疑われます。



正規の値段より極端に安いサイトは信用性をしっかり確かめましょう。

### □確認のポイント

▷サイトの情報を見る。画面の一番下にある「特定商取引法の表記」または「会社概要」を見て（運営者氏名・住所・電話番号）を確認。住所を検索し、電話番号が本物か調べる▷日本語の表現が不自然なサイトは疑う▷支払い方法が複数あるかどうか確認し、銀行振り込みだけのサイトは疑う

支払方法にもよりますが、支払ったお金を取り戻すのは困難です。安すぎるサイトを見つけたら利用する前に相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。